

平成30年

第1回市議会定例会 議案第61号

函館市教科用図書選定委員会条例の一部改正について

函館市教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市教科用図書選定委員会条例の一部を改正する条例

函館市教科用図書選定委員会条例（平成9年函館市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市立学校に在学する児童または生徒の保護者

第5条第2項中「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

委員の選出区分に係る規定を整備し、および小委員会を組織する委員の数を改めるため